

鈴鹿市特定空家等除却費補助金

地域住民の安全及び生活環境の保全を図るため、市内の危険な空き家『特定空家等』の除却費用の一部を助成します。

…特定空家等とは…

次の状態にあると認められる空き家等を『特定空家等』として定義しています。

- ◎そのまま放置すれば倒壊など著しく保安上危険となるおそれがある状態
- ◎そのまま放置すれば衛生上有害となるおそれのある状態
- ◎適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- ◎その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態



1 補助金額

- 補助金額：工事経費の**1/3** ※家財等処分費用や除却後の整地・舗装費用は対象外です。
- 補助上限額：**50万円**

2 対象となる方

建築物の所有者（または相続人）であって**次のすべての要件を満たす方**

- 市税等を滞納していないこと。
- 暴力団または暴力団密接関係者でないこと。
- 複数人が所有する建築物等の場合、その全ての権利者から工事の同意を得ていること。
- 空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第3項の規定に基づく措置命令を受けていないこと。

3 申請期限

- 申請期限：当該年度の**10月31日**まで

4 対象となる工事

次のすべての要件を満たす工事

- 対象建築物の敷地内をすべて除却する工事であること。
- 建築物以外に、付属する建物や門塀、ブロック塀等の工作物、立木等も撤去すること。
- 当該年度の**3月1日**までに除却工事を終えること。
※他制度での補助金が交付される部分については、本補助金の対象にできません。

5 除却事業者の要件

次のすべての要件を満たす除却事業者

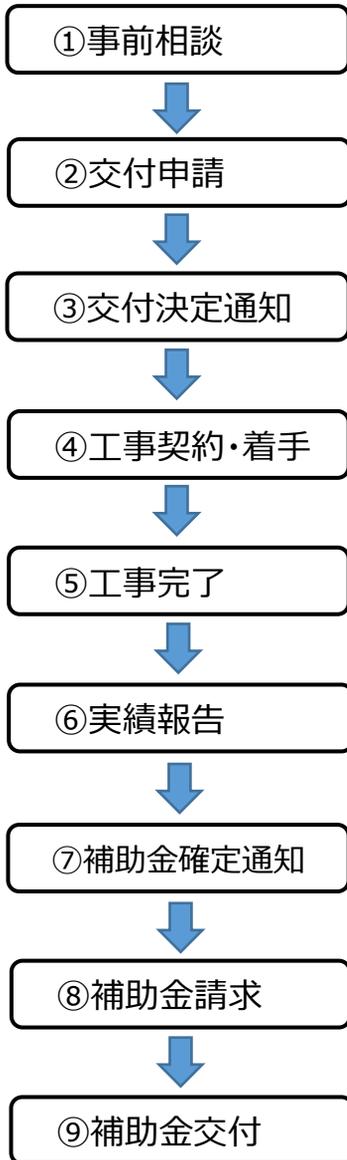
- 鈴鹿市内に本店、支店または営業所を置く建設業者であること。
- 解体工事に必要な建設業法による許可、または建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき三重県知事による解体工事業の登録を受けていること。



6 注意事項

- (1) 補助金の交付決定前に契約した除却工事には、本補助金を交付できません。
必ず工事契約・着手前に交付申請を行い、補助金交付決定後に着手してください。
- (2) 交付決定後の工事は必ず当該年度の3月1日までに完了してください。
- (3) 工事完了後の報告は、工事完了後から30日以内、または当該年度の3月1日のいずれか早い日までに提出してください。
- (4) 工事内容等を変更する場合は、補助金額が変更となることがありますので、必ず報告してください。

7 手続きの流れ



【交付申請時の必要書類】

- 補助金交付申請書（第1号様式）
- 建物の位置図
- 除却工事に要する見積書の写し
※工事内容、費用内訳が分かる書類
- 誓約書（第2号様式）
- 工事施行業者の許可証等
- (法人の場合) 役職名、氏名、よみがな等が記載された役員名簿
- 本人確認書類

【実績報告時の必要書類】

- 補助金実績報告書（第7号様式）
- 工事請負契約書または請書の写し
- 工事費の領収書の写し
- 工事前、工事後の現況写真

【補助金請求時の必要書類】

- 補助金支払請求書（第9号様式）



【問合せ先】

鈴鹿市都市整備部住宅政策課

鈴鹿市神戸一丁目18番18号 鈴鹿市役所本館9階(94番窓口)

☎ 059-382-7616

Fax 059-382-9071

✉ jutakuseisaku@city.suzuka.lg.jp

